

名古屋市公報	令和 5年11月 1日 第226号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目次 ページ

告 示

- | | | | |
|--|---------------|---------|----|
| ○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん | （健福・障害企画課） | （第526号） | 2 |
| ○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん | （健福・高齢福祉課） | （第527号） | 7 |
| ○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん | （子青・子ども未来企画室） | （第528号） | 12 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了 | （住都・開発指導課） | （第529号） | 16 |
| ○ 道路に関する告示 | （緑土・道路利活用課） | （第530号） | 17 |

教 育 委 員 会 告 示

- | | | |
|----------------------|--------|----|
| ○ 名古屋市科学館の臨時休館について | （第25号） | 31 |
| ○ 緑生涯学習センターの臨時休館について | （第26号） | 32 |

交 通 局 告 示

- | | | |
|---|--------|----|
| ○ SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について | （第20号） | 33 |
| ○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について | （第21号） | 36 |

交 通 局 管 理 規 程

- | | | |
|---------------------|--------|----|
| ○ 名古屋市交通局公告式規程の一部改正 | （第16号） | 37 |
| ○ 高速電車事故対策手続規程の一部改正 | （第17号） | 38 |

公 告

- | | | |
|--------------------------------|------------|----|
| ○ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告 | （住都・建築指導課） | 39 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告 | （上下水・営業課） | 40 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新公告 | （上下水・営業課） | 41 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の更新公告 | （上下水・営業課） | 47 |

名古屋市告示第 526号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 5年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

- 第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (3) 知的障害者 (満18歳未満の児童を含む。) にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者
- (4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6年法律第 117号) 第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
- ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第 123号) 第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第 2条に規定する者
- (7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病 (イにおいて「難病等」という。) であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 6年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）

又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあつては 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所

イ 日時

令和 5年10月31日（火）から同年11月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 5年11月 1日（水）から同月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を除く。）

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 5年12月13日（水）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 47戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれ

れかに該当する者が属する世帯

- ア 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1 号表ノ 2 の規定により、特別項症から第 3 項症までである者
- イ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1 級から 4 級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 14戸

事故住宅 3戸

改良住宅

空家住宅 1戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 527号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の公募 及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 5年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で令和 6年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

令和 5年10月31日（火）から同年11月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 5年11月 1日（水）から同月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 5年12月13日（水）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 114戸

改良住宅 7戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 6年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 15戸

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 528号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 5年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

(2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者にあつては5年）を経過しない者でないこと。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和 5年11月 1日（水）から同月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、令和 5年11月 1日（水）から同月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和 5年11月 1日（水）から同月15日（水）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C 会議室

(2) 日時

令和 5年12月13日（水）午後 1時30分

6 公募戸数

公営住宅

空家住宅 32戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

名古屋市告示第 529号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年10月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 4年 8月18日 4指令住開指第40号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市守山区瀬古東三丁目 915番、 919番、 921番、 922番及び 923番
並びに10番 9及び 920番の各一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内二丁目12番 8号
株式会社菊和
代表取締役 菊池 祐

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第530号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、令和5年10月27日から供用の開始及び廃止を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年10月27日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	1	茶屋新田第21号線	名古屋市港区秋葉二丁目14番の1地先から 名古屋市港区秋葉二丁目8番の7地先まで	0.160	6.00	第 1 図 附 図
	2	茶屋新田第22号線	名古屋市港区秋葉二丁目5番地先から 名古屋市港区西茶屋一丁目35番の9地先まで	0.125	6.00	
	3	茶屋新田第23号線	名古屋市港区秋葉二丁目30番の4地先から 名古屋市港区秋葉二丁目21番の3地先まで	0.175	7.00	

4	茶屋新田第24号線	名古屋市港区秋葉二丁目43番の1 地先から 名古屋市港区秋葉二丁目65番の2 地先まで	0.159	6.00
5	茶屋新田第25号線	名古屋市港区秋葉二丁目68番の2 地先から 名古屋市港区西茶屋一丁目35番の 10地先まで	0.123	6.00
6	茶屋新田第26号線	名古屋市港区秋葉二丁目31番地先 から 名古屋市港区秋葉二丁目41番の2 地先まで	0.170	6.00
7	茶屋新田第27号線	名古屋市港区秋葉二丁目43番の3 地先から 名古屋市港区秋葉二丁目43番の4 地先まで	0.046	6.00
8	茶屋新田第28号線	名古屋市港区秋葉二丁目60番の1 地先から 名古屋市港区秋葉二丁目65番の1 地先まで	0.158	6.00
9	茶屋新田第29号線	名古屋市港区秋葉二丁目66番の2 地先から 名古屋市港区秋葉二丁目73番の1 地先まで	0.177	10.00
10	茶屋新田第30号線	名古屋市港区秋葉二丁目110番地 先から 名古屋市港区秋葉二丁目101番地 先まで	0.159	7.00
11	茶屋新田第31号線	名古屋市港区秋葉二丁目98番の2 地先から 名古屋市港区秋葉二丁目95番地先 まで	0.050	7.00
12	茶屋新田第32号線	名古屋市港区秋葉二丁目94番地先 から 名古屋市港区秋葉二丁目83番地先 まで	0.156	6.00

13	茶屋新田第33号線	名古屋市港区秋葉二丁目30番の4地先から 名古屋市港区秋葉二丁目111番地先まで	0.120	6.00	
14	茶屋新田第34号線	名古屋市港区秋葉二丁目16番の1地先から 名古屋市港区秋葉二丁目127番地先まで	0.201	6.50	
15	茶屋新田第35号線	名古屋市港区秋葉二丁目14番の1地先から 名古屋市港区秋葉二丁目128番の3地先まで	0.165	6.00	
16	茶屋新田第36号線	名古屋市港区秋葉二丁目7番の3地先から 名古屋市港区秋葉二丁目147番の3地先まで	0.201	14.00	
17	茶屋新田第37号線	名古屋市港区秋葉二丁目5番地先から 名古屋市港区秋葉二丁目77番地先まで	0.100	6.00	
18	西茶屋線第1号	名古屋市港区西茶屋一丁目163番地先から 名古屋市港区西茶屋一丁目201番地先まで	0.091	12.50 ～ 15.50	
1	小幡北第1号線	名古屋市守山区小幡北2010番の10地先から 名古屋市守山区小幡北2010番の9地先まで	0.071	4.00	第2 附 図
1	鳴海赤塚第2号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の18地先から 名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の23地先まで	0.075	6.00	第3 附 図
2	鳴海赤塚第3号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の11地先から 名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の24地先まで	0.053	6.00	

1	乗鞍三丁目第1号線	名古屋市緑区乗鞍三丁目170番の24地先から 名古屋市緑区乗鞍三丁目170番の2地先	0.132	6.00	第4図 附
1	神の倉四丁目第5号線	名古屋市緑区神の倉四丁目283番の15地先から 名古屋市緑区神の倉四丁目283番の16地先まで	0.111	6.00	第5図 附
1	社が丘三丁目第1号線	名古屋市名東区社が丘三丁目301番の19地先から 名古屋市名東区社が丘三丁目301番の7地先まで	0.089	6.00	第6図 附
1	下志段味三丁目第1号線	名古屋市守山区下志段味三丁目2808番地先から 名古屋市守山区下志段味三丁目3702番地先まで	0.515	6.00 ～ 6.17	第7図 附

2 路線の一部廃止及び供用廃止

整理 符号	路線名	起 終 点 点	摘 要
ア	小坂町線	起点 名古屋市昭和区小坂町1丁目15番地先 終点 名古屋市昭和区小坂町1丁目15番の1地先	第8図 附
ア	西三ツ屋線	起点 名古屋市緑区大高町字斎山42番地先 終点 名古屋市緑区大高町字斎山42番地先	第9図 附

3 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路線名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	河原3号線	名古屋市港区西茶屋一丁目35番の9地先から	前	0.110	平均 2.00	第1図 附
			名古屋市港区西茶屋一丁目163番地先まで	後	0.110	12.48 ～ 12.52	

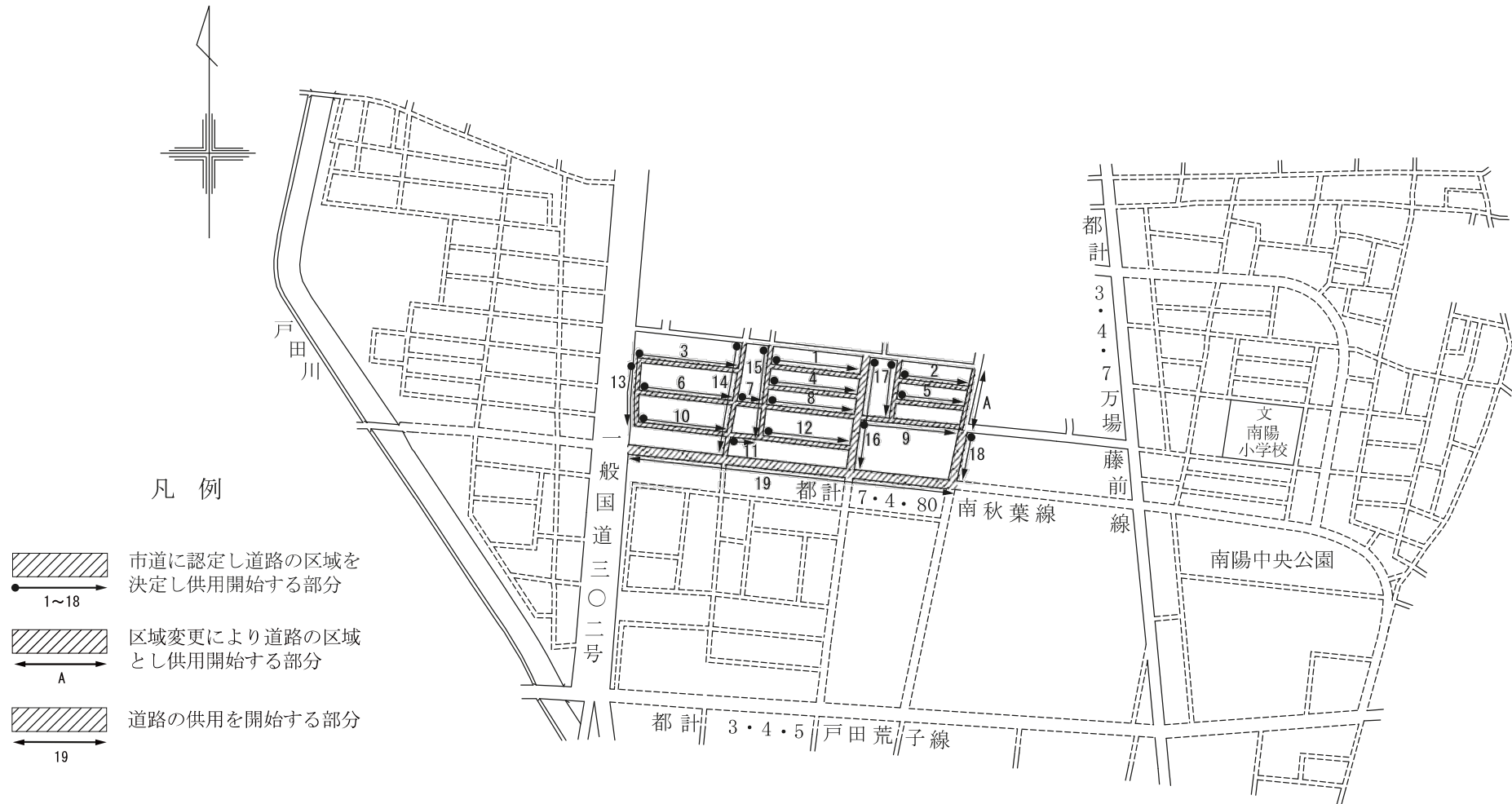
	A	四番割線	名古屋市港区西茶屋一丁目 35番の9地先から	前	0.110	12.00	
			名古屋市港区西茶屋一丁目 163番地先まで	後	0.110	12.48 ～ 12.52	
	A	小幡第17号線	名古屋市守山区小幡北2413 番地先から	前	0.008	3.84 ～ 3.86	第 2 附 図
			名古屋市守山区小幡北2412 番地先まで	後	0.008	3.90	
	A	鳴海町第85号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚 35番の25地先から	前	0.027	平均 0.90	第 3 附 図
			名古屋市緑区鳴海町字赤塚 35番の24地先まで	後	0.027	1.87 ～ 2.95	
	B	鳴海町第87号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚 35番の2地先から	前	0.156	2.36 ～ 2.46	
			名古屋市緑区鳴海町字赤塚 35番の25地先まで	後	0.156	4.00 ～ 8.58	

4 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	19	南秋葉線第1号	名古屋市港区秋葉二丁目111番地先から 名古屋市港区西茶屋一丁目201番地先まで	第 1 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図



第2 附図



凡 例

- | | |
|--|-----------------------------|
| | 市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分 |
| | 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分 |

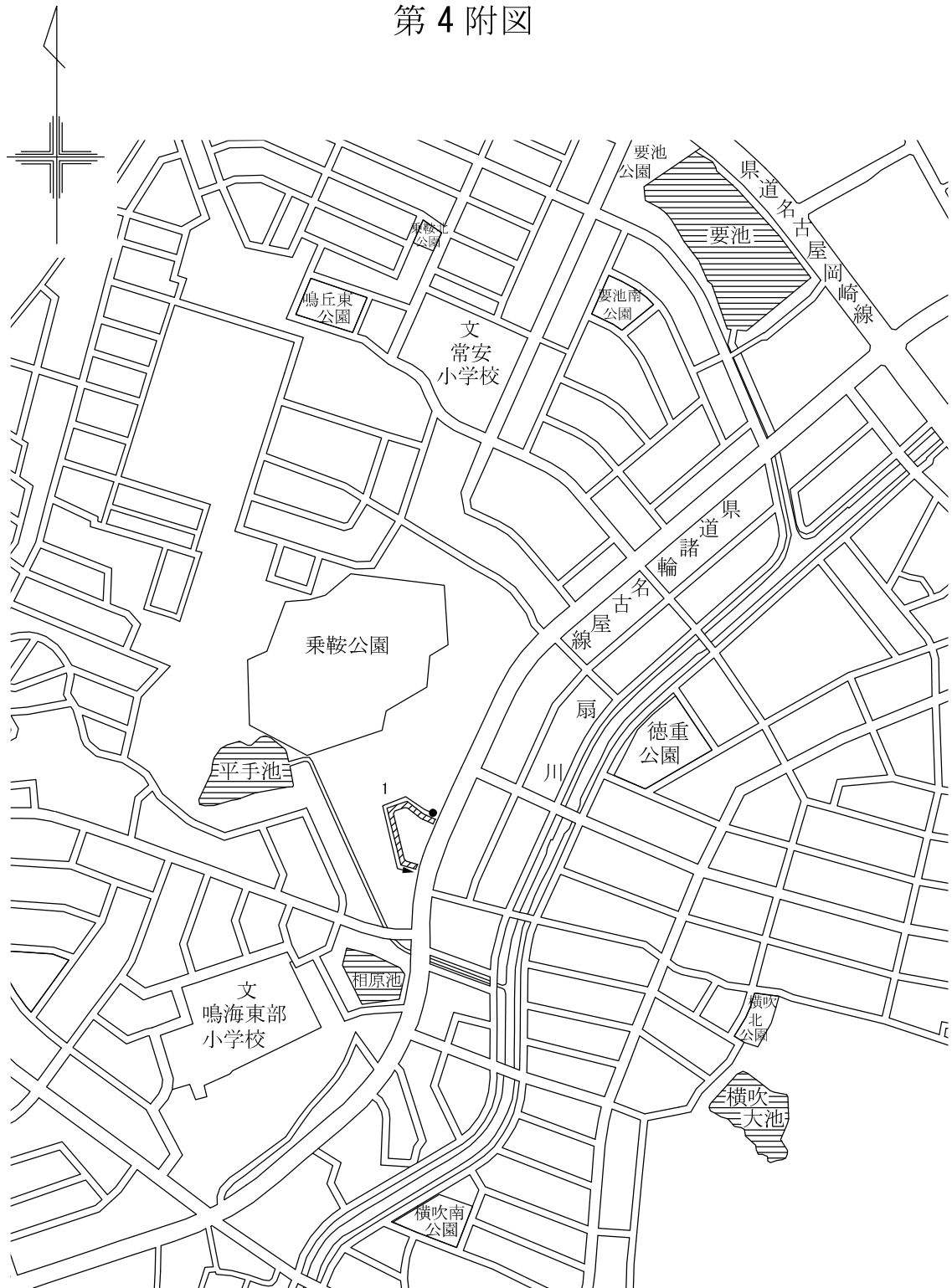
第 3 附図



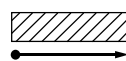
凡 例

- | | |
|--|-----------------------------|
| | 市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分 |
| | 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分 |

第4附図



凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

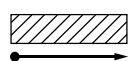


26

第 6 附図



凡 例

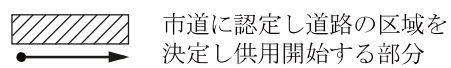


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

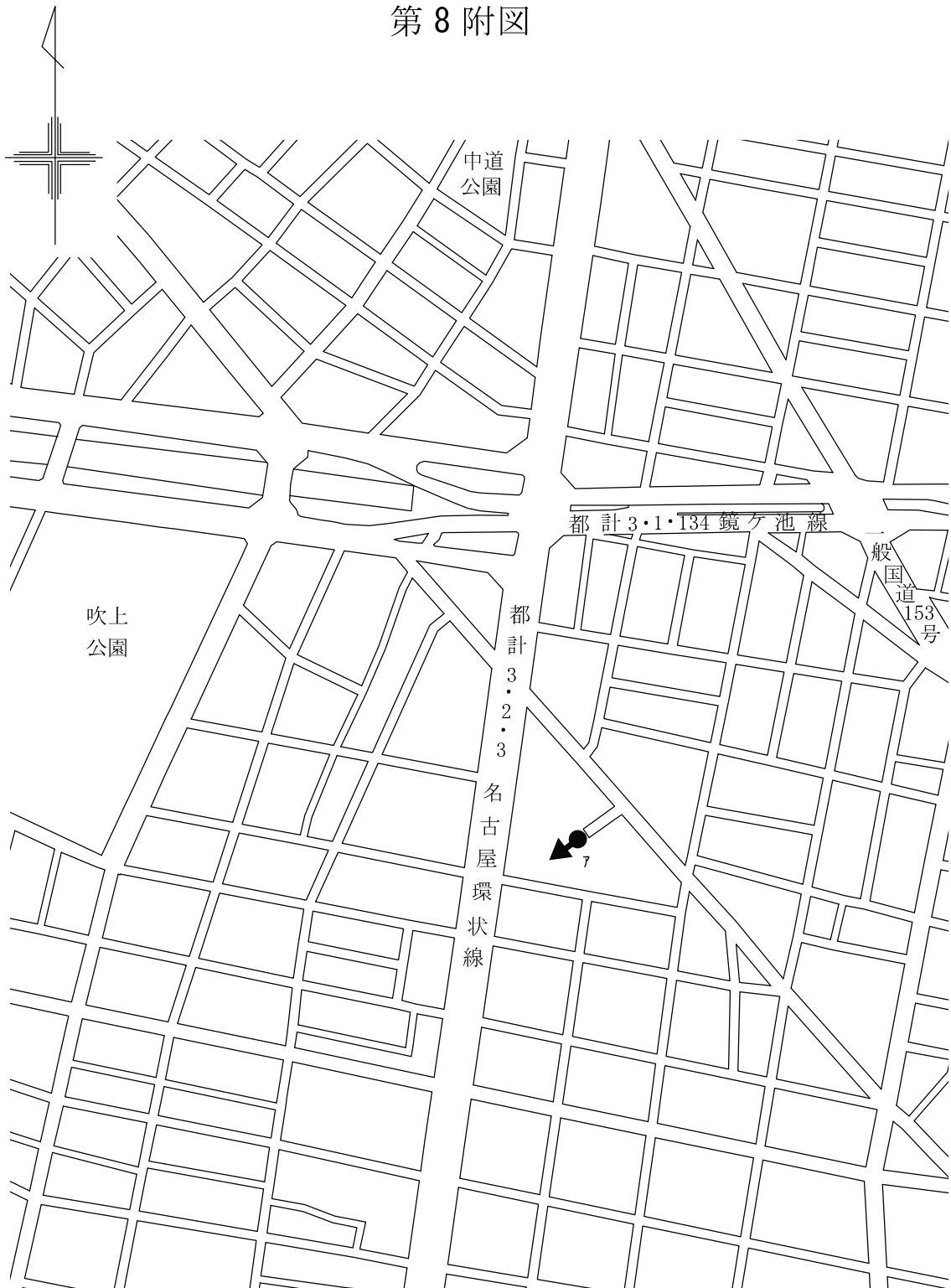
第7 附図



凡 例



第 8 附図



凡 例



一部廃止し供用廃止する部分

第9 附図



名古屋市教育委員会告示第25号

名古屋市科学館の臨時休館について

名古屋市科学館の発券システムの再構築のため、名古屋市科学館条例施行細則（昭和55年教育委員会規則第 3号）第 3条第 2項の規定に基づき、名古屋市科学館（プラネタリウム室を除く。）を令和 6年 2月20日から同年 3月13日まで、プラネタリウム室を令和 6年 2月17日から同年 3月24日まで、臨時休館します。

令和 5年10月24日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市科学館総務課

名古屋市教育委員会告示第26号

緑生涯学習センターの臨時休館について

名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）第3条第3項の規定に基づき、緑生涯学習センターを令和6年2月1日から同年同月29日まで臨時休館します。

令和5年10月24日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市交通局告示第20号

SHORYUDO Nagoya Subway & Bus
1Day Ticketの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticket（以下「昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

なお、SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について（令和元年名古屋市交通局告示第11号。以下「旧告示」という。）は、令和5年10月31日限り廃止します。

令和5年10月25日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 発売対象者

短期滞在を目的として日本に渡航してきた外国人で、旅券を所持する者に対して発行します。

2 料金

620円

3 発売枚数

22,000枚（ただし、1人につき2枚までの発売とします。）

4 発売場所

各乗車券発行所並びに名古屋市金山観光案内所、オアシス21iセンター、中部国際空港内の名鉄トラベルプラザ及びCentral Japan Travel Centerとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発

売することがあります。

5 使用条件

- (1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券は、1枚で大人1人が使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。
- (2) 通用開始日・通用期間については、共通一日乗車券の例によります。

6 発売開始日

令和5年11月1日

7 料金の還付

- (1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱います。
- (2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)

(裏)



10 その他

旧告示により発行した乗車券は、この告示により発行された昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券とみなします。

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第21号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和5年11月1日から次のように改正します。

令和5年10月25日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

表株式会社名古屋交通開発機構の項第1号に次のように加えます。

コ 令和5年名古屋市交通局告示第20号（SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について）に規定する昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

表公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの項に次の1号を加えます。

(6) 令和5年名古屋市交通局告示第20号に規定する昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

表名鉄観光サービス株式会社の項第4号中「令和元年名古屋市交通局告示第11号（SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1DAY Ticketの発売について）」を「令和5年名古屋市交通局告示第20号」に改めます。

表株式会社JTBの項中「令和元年名古屋市交通局告示第11号」を「令和5年名古屋市交通局告示第20号」に改めます。

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第16号

名古屋市交通局公告式規程（昭和27年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月24日

名古屋市交通局長 折戸 秀 郷

第2条第2項中「及び区役所」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、改正後の名古屋市交通局公告式規程の規定は、令和5年1月1日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第 17 号

高速電車事故対策手続規程（昭和 48 年名古屋市交通局管理規程第 22 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 10 月 25 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

別図 2 中

自動車班（班長；管理課長）※	を
管理課、自動車施設課、自動車運転課、 自動車車両課、各営業所	

自動車班（班長；管理課長）※	に改める。
管理課、路線計画課、自動車施設課、 自動車運転課、自動車車両課、各営業所	

別表第 2 自動車班の項中「管理課」を「管理課
路線計画課」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として建築される建築物を、一の敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和5年10月23日

名古屋市長 河村 たかし

1 対象区域

名古屋市中区三の丸二丁目23番及び24番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 5年10月26日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を休止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	休止年月日
第1101号	㈱宇佐美 プロパン	宇佐美 幸	愛知県津島市宇治町 字小船戸 1番地	令和 5年 1月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の 2において準用する同規程第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

令和 5年10月26日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定の更新をした指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	更新後の指定 の有効期限
第 407 号	有限会社青山住宅設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 686 号	株式会社河村浴槽店	令和 10 年 9 月 29 日
第 778 号	株式会社ニシムラ商会	令和 10 年 9 月 29 日
第 794 号	桧山工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 830 号	村瀬住設	令和 10 年 9 月 29 日
第 853 号	オケエイ住設	令和 10 年 9 月 29 日
第 865 号	株式会社ウォーター工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 974 号	株式会社山新工務店	令和 10 年 9 月 29 日
第 1070 号	株式会社アクアテクノス	令和 10 年 9 月 29 日
第 1074 号	平和商会有限会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1075 号	矢田川建設株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1076 号	ハローサービス株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1077 号	株式会社福井ポンプ技研	令和 10 年 9 月 29 日
第 1079 号	魚住水道有限会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1080 号	アオイ設備工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日

第 1081 号	有限会社杉浦配管	令和 10 年 9 月 29 日
第 1082 号	津島興業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1083 号	有限会社岡田工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1084 号	リード工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1085 号	株式会社玉名建設	令和 10 年 9 月 29 日
第 1091 号	株式会社レックスコーポレーション	令和 10 年 9 月 29 日
第 1092 号	ミズヨシ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1093 号	有限会社古屋設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1094 号	中部日化サービス株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1098 号	株式会社 S N C サービス	令和 10 年 9 月 29 日
第 1099 号	ジイエース株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1101 号	株式会社宇佐美プロパン	令和 10 年 9 月 29 日
第 1103 号	株式会社ノゼキ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1105 号	有限会社ダイセン	令和 10 年 9 月 29 日
第 1106 号	Z E R O 住宅設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1107 号	システム東海	令和 10 年 9 月 29 日
第 1108 号	株式会社 F I N E	令和 10 年 9 月 29 日
第 1110 号	名古屋市指定水道工事店協同組合	令和 10 年 9 月 29 日
第 1113 号	八木設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1115 号	有限会社杉原浴槽	令和 10 年 9 月 29 日
第 1116 号	川本サービス株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1118 号	有限会社佐藤水道工業所	令和 10 年 9 月 29 日
第 1119 号	株式会社桶清	令和 10 年 9 月 29 日
第 1120 号	株式会社サンワイエンジニアリング	令和 10 年 9 月 29 日
第 1122 号	株式会社山田興業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1123 号	有限会社パイプマスター	令和 10 年 9 月 29 日
第 1124 号	株式会社油源	令和 10 年 9 月 29 日
第 1127 号	株式会社タツダ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1128 号	有限会社犬飼設備工業	令和 10 年 9 月 29 日

第 1130 号	株式会社システック	令和 10 年 9 月 29 日
第 1131 号	トモエ工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1132 号	野田管工有限会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1133 号	株式会社朝明	令和 10 年 9 月 29 日
第 1134 号	株式会社川島鉄工所	令和 10 年 9 月 29 日
第 1135 号	株式会社アスク技研	令和 10 年 9 月 29 日
第 1136 号	株式会社レクト	令和 10 年 9 月 29 日
第 1137 号	株式会社エムワイエンジニア	令和 10 年 9 月 29 日
第 1140 号	株式会社江原工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1141 号	尾張テクアス株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1142 号	有限会社早川水道	令和 10 年 9 月 29 日
第 1143 号	有限会社日祥技研	令和 10 年 9 月 29 日
第 1145 号	株式会社タナカポンプ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1146 号	株式会社鈴国設備工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1149 号	株式会社しろがねや	令和 10 年 9 月 29 日
第 1150 号	株式会社吉川工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1151 号	サイトウ建築株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1152 号	有限会社中日本設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1153 号	株式会社浅川設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1154 号	株式会社大成設備工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1155 号	有限会社小田設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1156 号	三共設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1157 号	木下工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1160 号	前田バルブ工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1161 号	株式会社システムケイ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1162 号	有限会社創進	令和 10 年 9 月 29 日
第 1164 号	有限会社川口水道工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1165 号	A S A I アビリティ株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1166 号	有限会社市岡設備工業	令和 10 年 9 月 29 日

第 1168 号	株式会社長坂設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1169 号	愛知水道設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1170 号	株式会社今北	令和 10 年 9 月 29 日
第 1171 号	株式会社光設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1173 号	株式会社アズーロエイト	令和 10 年 9 月 29 日
第 1174 号	株式会社イチカワ住設	令和 10 年 9 月 29 日
第 1176 号	株式会社創建	令和 10 年 9 月 29 日
第 1177 号	株式会社エブリデイピープル	令和 10 年 9 月 29 日
第 1179 号	株式会社三戸建設	令和 10 年 9 月 29 日
第 1180 号	真榮設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1182 号	株式会社金沢設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1183 号	有限会社早川設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1184 号	株式会社大阪サワノ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1185 号	有限会社加藤設備管工	令和 10 年 9 月 29 日
第 1186 号	中部オーケーホーム株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1187 号	株式会社桶中住宅設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1190 号	琉士設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1192 号	有限会社浜島住設	令和 10 年 9 月 29 日
第 1193 号	有限会社位田水道	令和 10 年 9 月 29 日
第 1195 号	加納装業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1196 号	タカラ水道センター東海	令和 10 年 9 月 29 日
第 1199 号	日本クリーナーサービス株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1200 号	有限会社ツカサエンジニアリング	令和 10 年 9 月 29 日
第 1201 号	株式会社クアトロ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1202 号	八幡工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1203 号	吉森設備株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1205 号	東福瓦斯興業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1206 号	株式会社知多土木	令和 10 年 9 月 29 日
第 1208 号	株式会社コウセイ	令和 10 年 9 月 29 日

第 1209 号	株式会社岡村設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1211 号	株式会社オガワ設備工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1215 号	有限会社セイワ設備工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1218 号	鈴木浴槽株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1219 号	株式会社野々山ハウジング設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1220 号	株式会社シンエイ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1224 号	株式会社アクアライン	令和 10 年 9 月 29 日
第 1226 号	有限会社中日設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1228 号	富士工管株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1230 号	岩成ボイラー株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1232 号	株式会社タケコシ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1233 号	大井設備工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1234 号	株式会社エプロスジャパン	令和 10 年 9 月 29 日
第 1235 号	株式会社山田浴槽店	令和 10 年 9 月 29 日
第 1238 号	加藤技研株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1239 号	株式会社城東設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1240 号	株式会社スイドウサービス	令和 10 年 9 月 29 日
第 1241 号	アクア・マリン	令和 10 年 9 月 29 日
第 1242 号	有限会社東栄土木	令和 10 年 9 月 29 日
第 1244 号	株式会社木葉グループ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1245 号	株式会社リブテック	令和 10 年 9 月 29 日
第 1246 号	蟹江住宅設備株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1247 号	株式会社給湯器サービス名古屋	令和 10 年 9 月 29 日
第 1249 号	野田設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1250 号	あかお住宅設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1251 号	富士電設工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1252 号	株式会社アイダ設計	令和 10 年 9 月 29 日
第 1253 号	株式会社西日本設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1254 号	中日本産業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日

第 1255 号	有限会社ユニバース	令和 10 年 9 月 29 日
第 1257 号	株式会社プラスワン	令和 10 年 9 月 29 日
第 1258 号	株式会社アンセイ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1259 号	株式会社オアシスソリューション	令和 10 年 9 月 29 日
第 1260 号	三裕産業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の更新公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第4条の2において準用する同規程第4条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の更新をしたので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 5年10月26日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定の更新をした指定排水設備工事店

指定番号	名 称	更新後の指定 の有効期限
第 407 号	有限会社青山住宅設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 686 号	株式会社河村浴槽店	令和 10 年 9 月 29 日
第 778 号	株式会社ニシムラ商会	令和 10 年 9 月 29 日
第 794 号	桧山工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 830 号	村瀬住設	令和 10 年 9 月 29 日
第 853 号	オケエイ住設	令和 10 年 9 月 29 日
第 865 号	株式会社ウォーター工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 974 号	株式会社山新工務店	令和 10 年 9 月 29 日
第 1070 号	株式会社アクアテクノス	令和 10 年 9 月 29 日
第 1074 号	平和商会有限会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1075 号	矢田川建設株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1076 号	ハローサービス株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1079 号	魚住水道有限会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1080 号	アオイ設備工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1082 号	津島興業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日

第 1083 号	有限会社岡田工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1085 号	株式会社玉名建設	令和 10 年 9 月 29 日
第 1086 号	安井建設株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1091 号	株式会社レックスコーポレーション	令和 10 年 9 月 29 日
第 1092 号	ミズヨシ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1093 号	有限会社古屋設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1094 号	中部日化サービス株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1098 号	株式会社 S N C サービス	令和 10 年 9 月 29 日
第 1103 号	株式会社ノゼキ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1105 号	有限会社ダイセン	令和 10 年 9 月 29 日
第 1106 号	Z E R O 住宅設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1108 号	株式会社 F I N E	令和 10 年 9 月 29 日
第 1113 号	八木設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1118 号	有限会社佐藤水道工業所	令和 10 年 9 月 29 日
第 1120 号	株式会社サンワイエンジニアリング	令和 10 年 9 月 29 日
第 1122 号	株式会社山田興業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1123 号	有限会社パイプマスター	令和 10 年 9 月 29 日
第 1127 号	株式会社タツダ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1128 号	有限会社犬飼設備工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1130 号	株式会社システック	令和 10 年 9 月 29 日
第 1131 号	トモエ工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1132 号	野田管工有限会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1133 号	株式会社朝明	令和 10 年 9 月 29 日
第 1134 号	株式会社川島鉄工所	令和 10 年 9 月 29 日
第 1135 号	株式会社アスク技研	令和 10 年 9 月 29 日
第 1137 号	株式会社エムワイエンジニア	令和 10 年 9 月 29 日
第 1140 号	株式会社江原工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1141 号	尾張テクアス株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1143 号	有限会社日祥技研	令和 10 年 9 月 29 日

第 1145 号	株式会社タナカポンプ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1150 号	株式会社吉川工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1151 号	サイトウ建築株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1152 号	有限会社中日本設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1154 号	株式会社大成設備工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1155 号	有限会社小田設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1156 号	三共設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1157 号	木下工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1161 号	株式会社システムケイ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1162 号	有限会社創進	令和 10 年 9 月 29 日
第 1164 号	有限会社川口水道工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1165 号	A S A I アビリティ株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1168 号	株式会社長坂設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1170 号	株式会社今北	令和 10 年 9 月 29 日
第 1171 号	株式会社光設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1173 号	株式会社アズーロエイト	令和 10 年 9 月 29 日
第 1174 号	株式会社イチカワ住設	令和 10 年 9 月 29 日
第 1176 号	株式会社創建	令和 10 年 9 月 29 日
第 1180 号	真榮設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1182 号	株式会社金沢設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1183 号	有限会社早川設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1184 号	株式会社大阪サワノ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1185 号	有限会社加藤設備管工	令和 10 年 9 月 29 日
第 1186 号	中部オーケーホーム株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1192 号	有限会社浜島住設	令和 10 年 9 月 29 日
第 1195 号	加納装業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1199 号	日本クリーナーサービス株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1201 号	株式会社クアトロ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1202 号	八幡工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日

第 1203 号	吉森設備株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1205 号	東福瓦斯興業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1206 号	株式会社知多土木	令和 10 年 9 月 29 日
第 1208 号	株式会社コウセイ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1209 号	株式会社岡村設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1211 号	株式会社オガワ設備工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1215 号	有限会社セイワ設備工業	令和 10 年 9 月 29 日
第 1221 号	崎久保技建	令和 10 年 9 月 29 日
第 1222 号	有限会社南陽硝子	令和 10 年 9 月 29 日
第 1226 号	有限会社中日設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1228 号	富士工管株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1230 号	岩成ボイラー株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1232 号	株式会社タケコシ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1238 号	加藤技研株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1239 号	株式会社城東設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1241 号	アクア・マリン	令和 10 年 9 月 29 日
第 1242 号	有限会社東栄土木	令和 10 年 9 月 29 日
第 1244 号	株式会社木葉グループ	令和 10 年 9 月 29 日
第 1245 号	株式会社リブテック	令和 10 年 9 月 29 日
第 1246 号	蟹江住宅設備株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1249 号	野田設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1250 号	あかお住宅設備	令和 10 年 9 月 29 日
第 1251 号	富士電設工業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1255 号	有限会社ユニバース	令和 10 年 9 月 29 日
第 1257 号	株式会社プラスワン	令和 10 年 9 月 29 日
第 1260 号	三裕産業株式会社	令和 10 年 9 月 29 日
第 1261 号	株式会社アートクリーン工業	令和 10 年 9 月 29 日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課